

「西宮生活ガイドブック」協働発行业務にかかる仕様書

1. 内容、規格等

- (1) 名 称 冊子「西宮生活ガイドブック」(以下、生活ガイドブックという)
- (2) 掲載内容 ①西宮市(以下、市という)の魅力情報(地域ごとの自然や伝統・文化など)
②行政情報(市の事業やこれまでのあゆみ、転入者が生活するにあたり最低限度必要な行政手続きや問合せ先など)
③広告(裏表紙も掲載可)
※掲載順は、原則①②③とする。ただし、広告は、次の事項を遵守し、掲載箇所は市と事前協議することで、①への掲載を認めることがある
- ・1ページにつき20%程度におさめること
 - ・見開きの場合は、見開き全体で20%程度におさめること
- (3) 発行部数 40,000部 ※主に転入世帯への配布及び観光施設等への配架用
- (4) 刷り色 4色カラー(CMYK)
- (5) 規 格 AB判、概ね60ページを想定
※(2)①と②で40ページ程度、③で20ページ程度
- (6) 製 本 中綴じ
- (7) 編集等の条件
- ①企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、協働発行业務者が行う。フォント、色彩はユニバーサルデザインを採用するほか、企画・編集等については、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。
- ②市は、PDFデータや手書き原稿等で市の魅力情報や行政情報の提供を行う。
- (8) 納品等
- ①発行した生活ガイドブックは、市が指定する施設等(15か所程度)に納品する。
- ②納品時に、全ページ分をPDF形式などに変換した電子ファイルを記録した電子記録媒体を添付する。
- ③納品は、令和5年9月末までに行う。

2. 広告原稿

- ①市は、協働発行业務者が作成した広告原稿の内容を審査し、必要な場合は協働発行业務者に修正を指示できるものとする。
- ②協働発行业務者は、広告原稿作成にあたっては、「西宮市広告掲載要綱」及び「西宮市広告掲載基準」を遵守するとともに、広告主から市に対する誓約書(別紙様式2)を取得しなければならない。

3. 著作権

- ①市が提供する市の魅力情報及び行政情報は、すべて市に帰属し協働発行业務者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、市の許可を得なければならないものとする。

- ②協働発行业者が製作する情報や広告は、協働発行业者に帰属し、市が他の媒体への転載、引用等を行う場合は、協働発行业者の許可を得なければならないものとする。
- ③ただし、上記①及び②の規定に関わらず、電子書籍等への転用については、手続を省略することができるものとする。

4. その他

本仕様書に明示のない事項は、双方協議のうえ決定する。

5. 問合せ先

西宮市役所広報課 市川 電話：0798-35-3487

以 上